

自然科学研究機構における公的研究費等の不正使用防止の責任体制

令和7年4月1日

| | | | |
|--|-----------------|---|-------------|
| 最高管理責任者 | 機構長 | | |
| (自然科学研究機構における公的研究費等取扱規程) 第4条 機構の公的研究費等を適正に運営及び管理するために最高管理責任者、統括管理責任者及び不正使用防止責任者を置く。 一 最高管理責任者は、機構全体を統括し、公的研究費等の運営及び管理について最終責任を負うものとし、機構長をもって充てる。 | | | |
| 統括管理責任者 | 不正使用防止担当理事 | | |
| (同規程 第4条) 二 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の運営、管理及び不正使用防止教育について、全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、不正使用防止担当理事をもって充てる。 | | | |
| 不正使用防止責任者 | 国立天文台 | 国立天文台長 | |
| | 核融合科学研究所 | 核融合科学研究所長 | |
| | 基礎生物学研究所 | 基礎生物学研究所長 | |
| | 生理学研究所 | 生理学研究所長 | |
| | 分子科学研究所 | 分子科学研究所長 | |
| | 岡崎共通研究施設 | 計算科学研究センター担当責任所長 | |
| | | 動物資源共同利用研究センター担当責任所長 | |
| | | アイソトープ実験センター担当責任所長 | |
| | 岡崎統合事務センター | 岡崎統合事務センター担当責任所長 | |
| | 共創戦略統括本部 | 共創戦略統括本部長 | |
| アストロバイオロジーセンター | アストロバイオロジーセンター長 | | |
| 生命創成探究センター | 生命創成探究センター長 | | |
| (同規程 第4条) 三 不正使用防止責任者は、機関における公的研究費等の運営、管理及び不正使用防止教育について統括する実質的な責任と権限を持つものとし、機関の長（岡崎共通研究施設及び岡崎統合事務センターにおいては、担当責任所長）をもって充てる。 | | | |
| 不正使用防止副責任者 | 国立天文台 | 国立天文台副台長（総務担当） 国立天文台事務部長 | |
| | 核融合科学研究所 | 核融合科学研究所副所長 核融合科学研究所技術部長 核融合科学研究所管理部長 | |
| | | 基礎生物学研究所 | 基礎生物学研究所副所長 |
| | | 生理学研究所 | 生理学研究所副所長 |
| | 分子科学研究所 | 分子科学研究所研究総主幹 | |
| | 岡崎共通研究施設 | 計算科学研究センター長 動物資源共同利用研究センター長 アイソトープ実験センター長 | |
| | | 岡崎統合事務センター | 岡崎統合事務センター長 |
| | | 共創戦略統括本部 | 事務局財務課長 |
| | アストロバイオロジーセンター | — | |
| | 生命創成探究センター | 生命創成探究センター副センター長 | |
| (同規程 第4条) 四 不正使用防止責任者の下に、必要に応じて不正使用防止副責任者を置くことができる。 | | | |
| 不正使用防止計画推進部署 | 国立天文台 | 国立天文台幹事会議 | |
| | アストロバイオロジーセンター | | |
| | 核融合科学研究所 | 核融合科学研究所研究教育改善室コンプライアンス委員会 | |
| | 基礎生物学研究所 | | |
| | 生理学研究所 | 岡崎3機関等不正使用防止計画推進室 | |
| | 分子科学研究所 | | |
| | 岡崎共通研究施設 | | |
| | 岡崎統合事務センター | | |
| 生命創成探究センター | 事務局財務課 | | |
| 共創戦略統括本部 | | | |
| (同規程 第7条) 第7条 不正使用防止責任者は、不正使用防止計画の推進を担当する者又は部署（以下「不正使用防止計画推進部署」という。）を置き、主体的に不正使用防止計画を実施しなければならない。 | | | |